

令和5年度農業委員会組織関係予算と当面の組織対応について

令和5年2月14日
(一社) 全国農業会議所

I. 令和5年度農業委員会組織予算の概算決定をめぐる情勢等

1. 農業委員会組織予算は地域計画推進の観点から一部拡充

農業委員会組織予算は、これまでと同様に『農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進』として位置づけられた。地域計画における目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による目標地図の素案作成を含む農地利用の最適化活動に必要な経費を支援する。

また、目標地図の素案作成を支援するため、「地域計画策定推進緊急対策事業」として7億9,900万円を新規措置。これまで人・農地プランの実質化を支援してきた人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業は、農業委員会が支援対象となっていなかったが、本事業では「農業委員会推進事業」として地域計画の策定における農業委員会による目標地図の素案作成の取り組みを支援対象としている。

2. 機構集積支援事業【27億5,700万円・対前年度2億3,000万円減】

市町村農業委員会が実施する遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援する。

都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議、以下「都道府県機構」。）による農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修、全国農業委員会ネットワーク機構（全国農業会議所、以下「全国機構」。）による都道府県機構への研修、農業委員会サポートシステム関連の改良等を支援する。

都道府県機構が管内の農業委員会を巡回支援するための体制強化の経費は、農業委員会が行う目標地図の素案作成を支援するため、2億3,000万円となり、本年度より増額した。

減額となったのは、農業委員会サポートシステムに関連するデータベースの経費。データベースの開発が本年度に終了することから、2億6,400万円の減額となり、事業全体でも減額となった。

3. 農業委員会交付金【47億1,800万円・対前年度同額】

農業委員・農地利用最適化推進委員の手当、事務局職員の設置、農地調査・資料整備にかかる経費を支援。前年度と同額を措置した。

4. 農地利用最適化交付金【51 億円・対前年度同額】

本交付金事業は、農地利用の最適化のための農業委員及び推進委員の積極的な活動に要する経費を交付し、両委員の報酬の上乗せを図るものとして平成 28 年度より措置されている。

令和 3 年度事業における活用は活動実績払いが 1,150 委員会（67.8%）、成果実績払いが 429 委員会（25.3%）と低執行だったが、令和 4 年度の運用見直しにより全農業委員会に交付額が割り当てられるという、補助事業でありながら実質的に第二の農業委員会交付金の扱いとなり、活用が見込まれることから令和 5 年度も前年度同額となった。

本交付金を令和 6 年度以降も確保するためには、令和 4 年度及び令和 5 年度に不用を出さないよう十分に活用することが不可欠な状況である。

また、令和 4 年 12 月 12 日にはすべての農業委員会に対して、国から予算配分がなされた。これまで予算を使えない理由となっていた市町村の上乗せ報酬条例がなくても、一部を事務費や臨時職員の人件費等に活用できるようになっており、本交付金をできる限り活用することが必要である。

仮に未活用となった場合、令和 6 年度予算において、配分額がそのまま減額されることが想定され、本交付金を活用し活動している農業委員会に多大な影響を与えることに留意する。

活用額についてもできる限り配付額を使い切ることが求められており、以下の 4 点を確実に推進することが必要である。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 市町村での予算計上 | （配付額の受け入れのため） |
| ② 農地利用最適化指針の策定 | （受給要件を満たすため） |
| ③ 農業委員会サポートシステムの更新 | （受給要件を満たすため） |
| ④ 上乗せ報酬条例の制定 | （配付額のフル活用のため） |

※上乗せ報酬条例の制定は、令和 4 年 12 月 28 日付 4 会議所発第 970 号にて都道府県農業会議会長宛文書を参照のこと。

なお、農地利用最適化指針については、本交付金の交付申請時の策定が前提となっていることを踏まえて早急に策定する必要がある。

令和 5 年 1 月以降、本交付金の令和 4 年度の補正予算計上、令和 5 年度の当初予算計上に向け、万全な対応が求められている。

5. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金【5 億 2,300 万円・対前年度同額】

都道府県機構が農地法に規定された業務を行うためにかかる経費（人件費や旅費等）が対象となる。前年度と同額の措置。

＜令和５年度農業委員会予算の折衝状況について＞

令和４年度から農業委員会が活動日数等の目標を設定し、その実現に向け取り組みを強化するとともに活動の結果を活動記録簿に記帳しながら活動の共有と可視化に取り組むことを踏まえ、農地利用最適化交付金について従来以上に活動実績を反映させるため、これまでの成果実績が活動実績のウエイトを上回っている仕組みを逆転させ活動実績のウエイトを高めることとした。併せて、事業の活用を希望する農業委員会の申請に基づき交付する方式から農業委員会の活動実績に応じて全農業委員会に交付額を割当し、補助事業でありながら予算額を全額交付する交付金的運用に切り替えられた。そしてこの農業委員会の取り組みを支援するため、令和３年度の実績が６割未満の執行であったにもかかわらず同額の５１億円を措置した。

令和５年度については農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、令和７年度までの地域計画策定重点期間が始まり、農業委員会の取り組みが更に重要となることから、令和４年度と同額の５１億円が要求された。

予算の折衝過程においてプライマリーバランスを重視する財務省との間で、防衛費の増額や農林予算における食料安全保障関連予算、水田活用の直接支払交付金及び「食料システム戦略」関連予算等の耳目を集める予算に伍して農業委員会や農地中間管理機構等の農地を効率利用する予算の確保は例年になく極めて厳しい情勢に立たされた。

実績を基に厳しい査定を迫る財務省は農業委員会の取り組みを徹底して詳らかにすることを迫り、農地利用最適化交付金については新しい仕組みとなった初年度でありながら農業委員会の活動実績が焦点となり全委員会からの活動実績の報告が積みあがったことが要求予算確保の決め手となった。しかしながら令和６年度当初予算概算要求に当たっては令和４年度の執行状況を反映させる旨の厳しい指摘がなされた模様である。

一方で財務省は聖域なき査定を標榜し義務的経費の見直しについても強く迫った。概算要求書上義務的経費として計上されている都道府県の農地利用関係の調整等に要する経費の「農地調整費交付金」が、１,０００万円の削減を余儀なくされた。その際、令和６年度は農業委員会予算についても聖域なき査定を行う旨の指摘があった模様である。

我が国財政の厳しさを踏まえると、令和６年度当初予算の概算要求に当たっても厳しさが増すことは必至であり、予算の完全執行とその内実の充実及び説明責任を今年以上に厳しく問われることを覚悟して事業執行に取り組む必要がある。

Ⅱ. 令和５年度農業委員会組織関係予算の概算決定額の一覧

令和５年度概算決定額	<参考>令和４年度概算決定額
農地中間管理機構関連予算	農地中間管理機構関連予算
農地中間管理機構事業※国費部分のみ (40億3,300万円・対前年度5億1,600万円増)	農地中間管理機構事業※国費部分のみ (35億1,700万円)
遊休農地解消緊急対策事業（新規） (2億5,800万円 ・対前年度2億5,800万円減)	遊休農地解消緊急対策事業（新規） (5億1,600万円)
機構集積協力金交付事業 (6億円・対前年度4億8,500万円減)	機構集積協力金交付事業 (10億8,500万円) ※この他、令和４年度補正予算で40億円措置
機構集積支援事業 (27億5,700万円 ・対前年度2億3,000万円減) (1) 遊休農地の所有者の利用意向調査 (2) 所有者不明農地等の権利関係調査 (3) 農業委員・推進委員の研修 (4) 農地情報システム関連の改修・維持管理 (5) 農地情報のデータベース化 (6) 都道府県機構の巡回支援 等	機構集積支援事業 (29億8,700万円) (1) 遊休農地の所有者の利用意向調査 (2) 所有者不明農地等の権利関係調査 (3) 農業委員・推進委員の研修 (4) 農地情報システム関連の改修・維持管理 (5) 農地情報のデータベース化 (6) 都道府県機構の巡回支援 等
農業委員会交付金 (47億1,800万円・対前年度同額)	農業委員会交付金 (47億1,800万円)
農地利用最適化交付金 (51億円・対前年度同額)	農地利用最適化交付金 (51億円)
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5億2,300万円・対前年度同額)	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5億2,300万円)
農地調整費交付金 (4,700万円・対前年度1,000万円減)	農地調整費交付金 (5,700万円)
農地中間管理機構関連対策	農地中間管理機構関連対策
農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (633億1,900万円 ・対前年度6億200万円増)	農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (627億1,700万円)
農地耕作条件改善事業 (200億4,300万円 ・対前年度47億4,700万円減)	農地耕作条件改善事業 (247億9,000万円)
地域計画策定推進緊急対策事業（新規） (7億9,900万円)	
最適土地利用総合対策 (90億7,000万円の内数 ・対前年度6億8,200万円減)	最適土地利用総合対策 (97億5,200万円の内数) ※農山漁村振興交付金の内数

※農山漁村振興交付金の内数	
農地利用効率化等支援交付金 (15 億 2,100 万円 ・対前年度 5 億 2,900 万円減)	農地利用効率化等支援交付金 (20 億 5,000 万円)
農業経営・就農支援体制整備推進事業 (新規・組替) (5 億 1,300 万円)	農業経営法人化支援総合事業 (5 億 1,400 万円)
農業経営・就農サポート推進事業	農業経営者サポート事業 (4 億 4,000 万円)
農業経営高度化支援事業	農業経営法人化支援事業 (3,000 万円)
経営発展・就農促進委託事業	法人化推進委託事業 (1,400 万円)
優良経営体表彰等事業	担い手サミット・優良経営体表彰事業 (3,000 万円)
経営継承・発展等支援事業 (1 億円・対前年度同額)	経営継承・発展等支援事業 (1 億円)
新規就農者育成総合対策 (192 億 2,500 万円 ・対前年度 14 億 7,500 万円減) ※令和 4 年度補正事業 新規就農者確保緊急対 策の 26 億円を含めると 218 億円	新規就農者育成総合対策 (207 億円) ※令和 3 年度補正事業 新規就農者確保緊急対 策の 29 億円を含めると 236 億円
経営発展支援事業	経営発展支援事業
就農準備資金・経営開始資金	就農準備資金・経営開始資金
雇用就農資金	雇用就農資金
サポート体制構築事業	サポート体制構築事業 (8 億 9,700 万円)
農業教育高度化事業	農業教育高度化事業
農業者キャリアアップ支援事業 (新規)	
農業人材確保推進事業	農業人材確保推進事業 (新規就農者確保推進事業の後継事業) (1 億 9,000 万円)
農業次世代人材投資事業 (令和 3 年度まで採択分のみ継続支援)	農業次世代人材投資事業 (令和 3 年度まで採択分のみ継続支援)
農の雇用事業 (令和 3 年度まで採択分のみ継続支援)	農の雇用事業 (令和 3 年度まで採択分のみ継続支援)
新規就農者確保緊急対策(令和 4 年度補正) (26 億円・対前年度 3 億円減)	新規就農者確保緊急対策(令和 3 年度補正) (29 億円)
就農準備支援事業 (6 億 9,000 万円)	
初期投資促進事業(13 億 9,870 万円)	
農業教育環境整備事業 (1 億 8,200 万円)	農業教育環境整備事業 (6,358 万円)
外国人材受入総合支援事業 (3 億 2,400 万円・対前年度 3,500 万円減)	外国人材受入総合支援事業 (3 億 5,900 万円)
強い農業づくり総合支援交付金	強い農業づくり総合支援交付金

(120 億 5, 200 万円 ・対前年度 5 億 1, 400 万円減)	(125 億 6, 600 万円)
農業者年金事業 (762 億 6, 400 万円 ・対前年度 198 億 2, 600 万円減)	農業者年金事業 (960 億 9, 000 万円)
特例付加年金助成補助金 (8 億 8, 000 万円・対前年度 5, 200 万円減)	特例付加年金助成補助金 (9 億 3, 200 万円)
農業者年金給付費等負担金 (753 億 8, 400 万円 ・対前年度 197 億 7, 300 万円減)	農業者年金給付費等負担金 (951 億 5, 700 万円)
(独) 農業者年金基金運営費 (47 億 700 万円 ・対前年度 5 億 4, 000 万円増)	(独) 農業者年金基金運営費 (41 億 6, 700 万円)

Ⅲ. 令和５年度農業委員会組織関係の予算概算決定の内容

(【 】は令和４年度概算決定額との比較)

1. 農業委員会組織関係予算

(1) 機構集積支援事業【27億5,700万円・対前年度2億3,000万円減】

前掲

(2) 農業委員会交付金(継続)【47億1,800万円・対前年度同額】

前掲

(3) 農地利用最適化交付金(継続)【51億円・対前年度同額】

前掲

(4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金(継続)

【5億2,300万円・対前年度同額】

前掲

(5) 農地調整費交付金(継続)【4,700万円・対前年度1,000万円減】

都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等を支援するための予算。義務的経費であるが、前年度より減額措置された。

2. 農地中間管理機構による集積・集約化(予算額はいずれも各都道府県基金からの充当を含まない国費部分のみ)

(1) 農地中間管理機構事業(継続)【40億3,300万円・対前年度5億1,600万円増】

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保全管理費等)及び事業推進費を支援。また、農地中間管理機構が行う農地買入等に対する利子助成を行う経費。現地活動を強化するため、農地相談員(現地コーディネーター)を増員する。

(2) 遊休農地解消緊急対策事業(継続)【2億5,800万円・対前年度2億5,800万円減】

農地中間管理機構が遊休農地を積極的に借り受け、簡易な基盤整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取り組みを支援する。

(3) 機構集積協力金交付事業(継続)【6億円・対前年度4億8,500万円減】

農地中間管理機構への貸借・農作業受委託を通じて、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付する。

3. 農地中間管理機構関連農地整備事業(継続)

【633 億 1,900 万円・対前年度 6 億 200 万円増】

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は基盤整備されていない農地を借り受けず、農地の所有者は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地の集積が進まない懸念が高い。そのため、機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援する。事業は前年度同様に農地整備事業と実施計画等策定事業の二つとなっている。

4. 農地耕作条件改善事業（継続）【200 億 4,300 万円・対前年度 47 億 4,700 万円減】

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、営農定着や麦・大豆の増産に必要な取り組み等をハードとソフトを組み合わせ支援する。

① 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗きょ排水等の耕作条件の改善を支援。

② 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示圃場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取り組みを支援。

③ スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行う G N S S（全球測位衛星システム）基地局の設置等のスマート農業の導入を支援。

④ 病虫害対策型

病虫害の発生予防・まん延防止に資する土層改良や排水対策等を支援。

⑤ 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する田んぼダムの実施に必要な基盤整備を支援。

⑥ 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援。

※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用により、農業者負担の軽減を図ることが可能（①、②の事業）。

※事業対象地域は農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域。

5. 地域計画策定推進緊急対策事業（新規）【7 億 9,900 万円】

地域計画を策定するために必要な市町村等の取り組みを支援する。

農業委員会は目標地図の素案作成に必要な話し合いの会場借料や地図の等印刷費、業務委託にかかる経費を支援する。市町村分は協議の場の運営や結果取りまとめ、地域計画の策定や関係者への説明会、周知等の経費で人件費を含む、都道府県分は市町村等に対する説明会や研修会等の経費を支援する。

6. 最適土地利用総合対策（継続）

【90 億 7,000 万円の内数・対前年度 6 億 8,200 万円減】

※同事業は農山漁村振興交付金の内数として実施

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等をソフトとハード両面で総合的に支援する。

改正農山漁村活性化法により農地の保全や粗放的管理を進める際に活用可能な事業。令和 4 年度より事業実施主体に農業委員会が追加された。

7. 農地の効率的な利用と人の確保・育成に関する予算

（1）農地利用効率化等支援交付金（継続）

【15 億 2,100 万円・対前年度 5 億 2,900 万円減】

地域計画に農業を担う者として位置づけられた経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化等に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

（2）農業経営・就農支援体制整備推進事業（新規・組替）【5 億 1,300 万円】

改正農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援する。

① 農業経営・就農サポート推進事業（継続）

都道府県が就農や農業経営をサポートする体制を整備し、データベースを活用した就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整といった就農サポートをはじめ、農業経営の法人化や経営継承などの課題を有する農業者の掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援する。

② 農業経営高度化支援事業（組替）

都道府県に経営相談等をした雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化（定額 25 万円）を支援する。

③ 経営発展・就農促進委託事業（組替）

農業経営の発展や新規就農の促進に向けた事例等の調査・分析、対応方向の検討を行う取り組みを支援する。

④ 優良経営体表彰等事業（継続）

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援する。

（3）経営継承・発展等支援事業【1 億円・対前年度同額】

地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取り組みを行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100 万円上限（国、市町村がそれぞれ 1 / 2 を負担））する。

（４）新規就農者育成総合対策（継続）

【192 億 2,500 万円・対前年度 14 億 7,500 万円減】

（令和 4 年度補正事業新規就農者確保緊急対策【26 億円】）

令和 5 年度を目標に 40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大するため、新規就農者の一層の呼び込みと定着に向け、以下の施策について予算が措置された。

① 経営発展への支援

経営発展支援事業（継続）

就農時に 49 歳以下の認定新規就農者が経営発展のために、機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等の導入をする場合、都道府県支援分の 2 倍を国が支援する（補助対象事業費上限 1,000 万円、国の補助上限 1 / 2、〈例〉国 1 / 2、都道府県 1 / 4、本人 1 / 4）。後述の経営開始資金を利用する場合は上限 500 万円となる。新規参入者または親の経営に従事してから 5 年以内に継承し、継承する経営を発展させる者が対象。本人負担分については、金融機関からの融資を受ける必要がある。

② 資金面の支援

ア. 経営開始資金（継続・旧農業次世代人材投資事業・経営開始型）

49 歳以下で就農した認定新規就農者に対して 1 人 1 ヶ月当たり最大 12.5 万円を最長 3 年間助成する（総額 450 万円、補助率：国 10 / 10）。

イ. 就農準備資金（継続・旧農業次世代人材投資事業・準備型）

新規就農に向けた研修を実施している研修生に対して、1 人 1 ヶ月当たり最大 12.5 万円を最長 2 年間助成する（総額 300 万円、補助率：国 10 / 10）。

ウ. 雇用就農資金（継続・旧農の雇用事業）

49 歳以下の新規就農者を雇用した場合、雇用元の農業法人等に対して、1 人当たり年間最大 60 万円を最長 4 年間にわたって助成する（総額 240 万円、補助率：国 10 / 10）。新規雇用就農者数が増加していることを条件に助成対象とする。本事業は全国機構の指定事業となっている。

エ. 農業次世代人材投資事業

令和 3 年度までに本事業の「準備型」及び「経営開始型」で採択された者については、資金が交付される継続期間分について予算措置されるが、令和 5 年度に新規採択は行わない。

オ. 農の雇用事業

令和 3 年度までに採択された研修生については、助成金が交付される継

続期間分について予算措置されるが、令和5年度に新規採択は行わない。

(令和4年度補正事業 新規就農者確保緊急対策)

ア. 就農準備支援事業【6億9,000万円】

就農準備資金とほぼ同じ仕組みであり、新規就農に向けた研修を実施している研修生に対して、1人当たり年間最大150万円、最長2年間交付する。

イ. 初期投資促進事業【13億9,870万円】

経営発展支援事業の仕組みとほぼ同じであり、新規就農者による機械・施設等の導入を支援する。都道府県支援分の2倍を国が支援する。

ウ. 農業教育環境整備事業【1億8,200万円】

農業教育機関における研修用機械・設備の導入、施設の整備等を支援する。

③ サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

ア. サポート体制構築事業（継続）

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、資金・生活面等の相談窓口となる就農相談員の設置、研修農場の整備、先輩農業者等による技術・販路確保等のサポート、社会人向け農業研修の実施を支援する。（補助率：国1／2）。

イ. 農業教育高度化事業（継続）

農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、農業機械・設備等の導入をはじめ、海外研修やスマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化、出前授業の実施、eラーニングの導入、現場実習等の若者の就農意欲を高める取り組み、ICT環境の整備等に対して支援を行う。農業機械・設備等の導入、ICT環境の整備などの補助率は1／2以内。

ウ. 農業者キャリアアップ支援事業（新規）

農業者のリカレント教育を充実するため、都道府県・JA・先進農業者・農機メーカー等で構成される協議会による、現役農業者が農閑期や夜間にスマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直すための研修モデルの構築・実施に必要な取り組みを支援する。

エ. 農業人材確保推進事業

農業就業体験、就農相談会の開催を実施し、多様な人材の確保を進める。具体的には、就農ポータルサイト「農業をはじめのJP」の機能強化、相談員による情報提供活動等や、農業インターンシップ、新・農業人フェアが実施される。

(5) 外国人材受入総合支援事業【3億2,400万円・対前年度3,500万円減】

農業分野等における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、以下の2つの事業を実施する。

① 技能試験の円滑な実施、現地説明・相談会の開催

日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施や、海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催する。

② 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等を行う。

8. 強い農業づくり総合支援交付金（継続）

【120億5,200万円・対前年度5億1,400万円減】

産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援するとともに、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援する。

（1）地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の推進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入のほか、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援する。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略に加え、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点施策の推進に必要な施設の整備等を支援する。

（2）食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要ストックポイント等の整備を支援する。

（3）生産構造の急激な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

① 生産事業モデル支援タイプ

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援する。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械等の導入を支援する。

9. その他経営対策

スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置（継続）

【33億3,700万円の内数・対前年度4億7,600万円増】

目標地図等に位置づけられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金、農業近代化資金について、資金繰りに余裕のない貸付当初5年間を実質無利子化する。

10. 女性の活躍推進関係

女性が変わる未来の農業推進事業（継続）【8,500万円・対前年度同額】

地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備、女性グループの活動推進等を支援する。

11. 農業者年金事業

（1）農業者年金事業【762億6,400万円・対前年度198億2,600万円減】

① 特例付加年金助成補助金【8億8,000万円・対前年度5,200万円減】

新農業者年金制度によって措置されている、認定農業者等の意欲ある農業者に対する保険料の一部（最大1/2）を助成する。

② 農業者年金給付費等負担金【753億8,400万円・対前年度197億7,300万円減】

旧制度の受給者等に対する年金等の給付に必要な費用等を負担する。

（2）（独）農業者年金基金運営費【47億700万円・対前年度5億4,000万円増】

農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要な経費を交付する。

12. 都市農業機能発揮対策【90億7,000万円（補正込み105億1,000万円）の内数、 ・対前年度6億8,200万円減】

都市住民と共生する農業経営を実現するため、都市部での農業体験、農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市農地の貸借促進に係る取り組み等を支援する。アドバイザーの派遣やモデル的な取り組みの支援も行う。

IV. 当面の組織対応

令和5年度の農業委員会組織予算については、新たに農業委員会の役割となる目標地図の素案作成に関連し、一部予算が拡充された。農業委員会に対しては「地域計画策定推進緊急対策事業」が新規事業として措置され、都道府県機構に対しては「機構集積支援事業」の巡回支援費が増額された。

活用実績が低調なため減額が見込まれていた農地利用最適化交付金は、本年度の運用改善により予算の活用が見込まれることから、対前年度同額となった。

しかし、令和6年度以降の農地利用最適化交付金の予算確保については、令和4年度の活用実績及び令和5年度の活用見込みの影響が極めて大きいことに留意が必要である。まずは令和4年度において不用を出さないための取り組みを徹底することが必要である（取り組み内容については2ページに記載）。

1. 農業委員会組織予算の確保状況等の点検とフォローアップ

- 農業委員会組織予算の確保・活用が進むよう、農業委員会における令和4年度の「機構集積支援事業」と「農地利用最適化交付金」の活用状況、農地台帳の整備状況について徹底した点検作業とフォローアップを実施する。

とりわけ「農地利用最適化交付金」については、本年度の活用状況が令和6年度以降の予算額に直結する（未消化額が令和6年度に減額査定）と想定されており、全ての農業委員会が活用するよう働きかけを強化する。活用しない農業委員会が出ると予算の減額が発生し、予算全体の枠が小さくなることから、活用している多くの農業委員会に影響を及ぼすことを強調する。

なお、最適化交付金をフル活用するためには、上乗せ報酬条例の制定が必要なることから、未制定の農業委員会に対しては引き続き制定を働きかける。

2. 行政ルートとの連携による予算確保対策の強化

- 市町村・都道府県の予算要望の作業スケジュールを踏まえ、都道府県所管部局や市町村財政当局と連携を密にし、予算の確保に向けた取り組みを進める。
- 国（地方農政局）との連携により、都道府県・市町村部局に対する農業委員会組織関係予算の確保・活用についての働きかけを行う。
- 農業委員会事務局の体制整備のために拡充された「地方交付税交付金」の算定基礎の農業委員会職員数の増員（職員配置：3人→5人）や農地利用最適化推進委員の委嘱等を踏まえ、農業委員会への内容の周知と市町村長等への予算措置の働きかけ等の取り組みを支援する。また、臨時職員の確保・増員の働き掛けも行う。

3. 都道府県機構（農業会議）における巡回支援費活用の検討

- 機構集積支援事業の巡回支援費が増額されており、本予算を十分に活用するための対応を早急に図る。
- 特に、臨時職員の人件費については、農業委員会の事情に精通した都道府県や市町村及び都道府県機構（農業会議）のOB等の適任者の確保を検討する。